

最高裁秘書第5469号

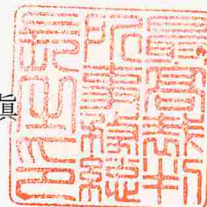
令和元年11月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書開示通知書

10月17日付け（同月18日受付，第014370号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年10月18日付け司法研修所事務局経理課経理係事務連絡「私事旅行について」（両面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

令和元年10月18日

令和元年度（第73期）司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局経理課経理係

私事旅行について（事務連絡）

司法修習生が、導入修習、実務修習及び集合修習に参加する場合には、旅費が支給されます。この旅費は、国の予算から支給されるため、公費の適正な支出という観点から、この旅行日の前後に私事旅行を行うこと（以下「私事旅行」という。）は自重する必要があります。裁判官を含む裁判所職員が公務出張の前後に私事旅行を行う場合は、その都度旅費支給の可否が判断されており、司法修習生についても、職員に準じて旅費支給の可否を判断することになります。

については、旅行日の前後に私事旅行を行おうとする場合には、裏面の書面を修習事務担当者に提出し、旅行命令権者の承認を受けてください。承認がない場合には、旅費が支給されない（支給済みの場合には返納させる。）ことがあります。

（注）

実務修習地裁判所によっては、書面様式や提出時期が異なる場合があることから、修習事務担当者の指示に従うこと。

(様式)

令和 年 月 日

地方裁判所長 殿

組 番 (実務修習地 )

氏名

下記のとおり旅行命令の旅行日と異なった日に旅行する (した) ので、承認してください。  
記

- 1 実際の旅行日 令和 年 月 日
- 2 旅行命令の旅行日と異なった日に旅行した事由
  - (1) 自宅、実家又は親戚宅 (子、祖父母、兄弟姉妹宅) への帰宅又は訪問
  - (2) 修習に参加するための住居移転等に必要な用務
  - (3) その他 (具体的に記載すること。)

--

(注1) 該当する箇所の□欄にレを記入する。

(注2) 導入修習及び分野別実務修習参加のための旅行の際には本書面の提出を要さない。